

佐呂間町国民健康保険

---

# 第3期特定健康診査等実施計画

平成30年4月

## もくじ

<b>序章 計画作成の背景</b>	<b>1</b>
1. 背景及び趣旨	1
2. 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病	3
3. 計画の性格	3
4. 計画の期間	3
<b>第1章 第2期の評価</b>	<b>4</b>
1. 目標達成状況及び目標達成に向けての取り組み状況	4
（1）特定健康診査実施率	4
（2）特定保健指導実施率	4
（3）内臓脂肪症候群（該当者及び予備軍）減少率	5
<b>第2章 第3期計画に向けての現状と課題</b>	<b>5</b>
1. 社会保障の視点でみた医療等の特徴	5
2. 第2期計画の実践からみえてきた被保険者の健康状況と課題	5
<b>第3章 特定健診・特定保健指導の実施</b>	<b>6</b>
1. 目標値の設定について	6
2. 特定健康診査の実施方法	8
3. 保健指導の実施方法	12
<b>第4章 結果の報告</b>	<b>15</b>
<b>第5章 特定健康診査・特定保健指導の結果の管理と個人情報の保護</b>	<b>15</b>
<b>第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知</b>	<b>16</b>
<b>第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し</b>	<b>16</b>
<b>第8章 その他</b>	<b>16</b>
<b>参考資料</b>	

## 序 章 計画作成の背景

### 1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を誇り、世界有数の平均寿命となつています。

しかしながら、医療技術の進歩や急激な高齢化などによる医療費の増加などの環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするのが求められています。

このような状況に対応するため、一次予防を重視し、疾病の予防や治療にとどまらない積極的な健康増進を図ることを目的とした「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が平成12年に策定されました。さらに、平成17年9月の「今後の生活習慣病対策の推進について（中間とりまとめ）」において、新たな視点での生活習慣病対策を充実・強化することが必要であるとの考え方が共有化され、平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月には、この改革の大きな柱の一つである「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査（※1）及び特定保健指導（※2）の実施が義務付けられました。

佐呂間町においても、平成20年3月に特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めた「第1期佐呂間町特定健康診査等実施計画」（計画期間：平成20年度～24年度）及び「第2期佐呂間町特定健康診査等実施計画」（計画期間：平成25年度～29年度）を策定し、事業を実施してきました。

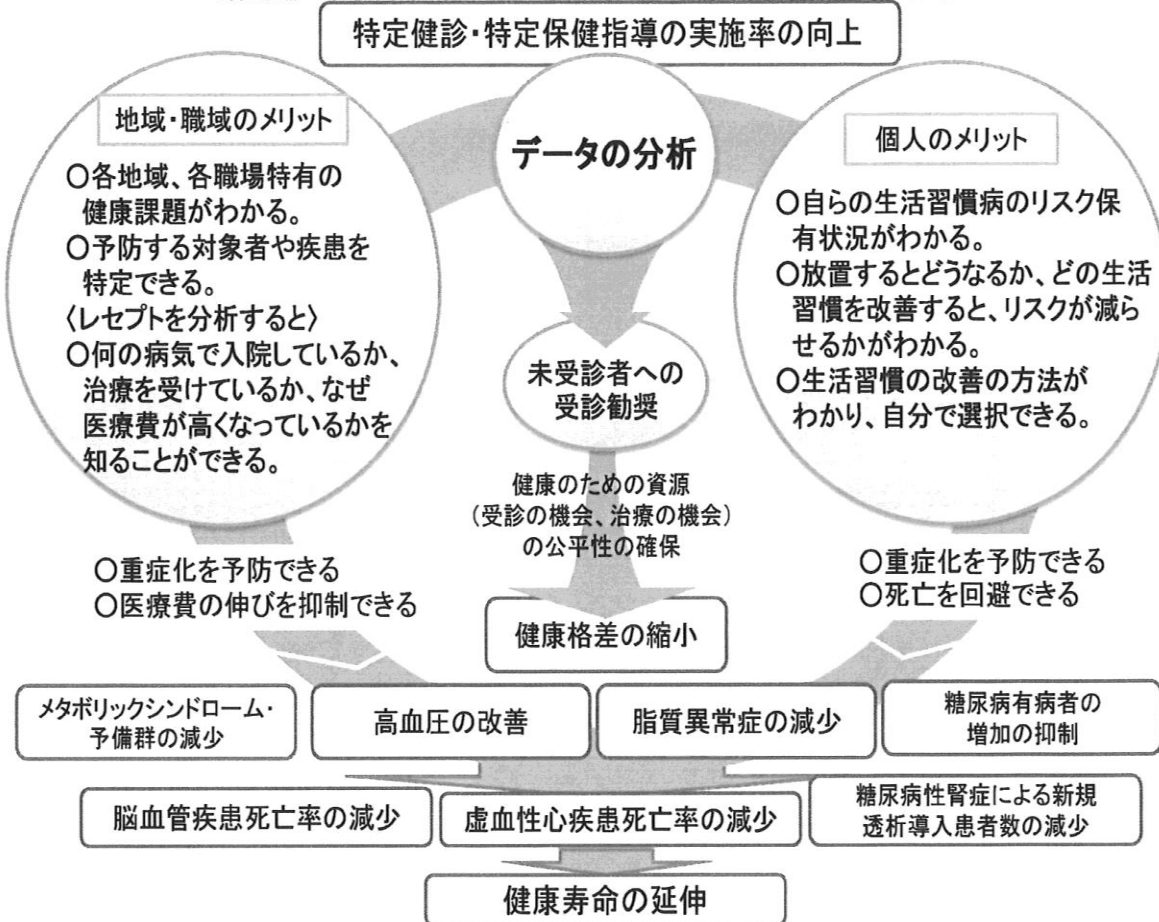
本計画は、先に策定した特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第3期計画を策定するものです。

※1 特定健康診査とは、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型症候群）に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う健康診査

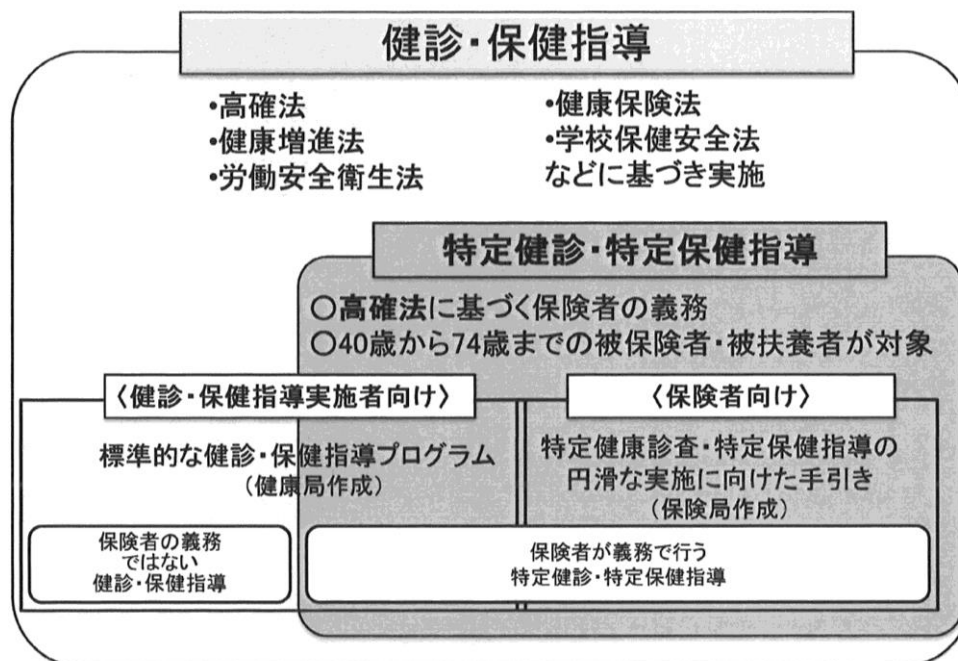
※2 特定保健指導とは、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするもの

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」より

特定健診・特定保健指導と健康日本21(第二次)  
 - 特定健診・特定保健指導のメリットを活かし、健康日本21(第二次)を着実に推進 -



健診・保健指導と特定健診・特定保健指導の関係



## 2. 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病

糖尿病、脂質異常症、高血圧症等の生活習慣病の発症には内臓脂肪の蓄積が関与しており、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。

このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、特定健康診査及び特定保健指導を通じて、メタボリックシンドロームの該当者や予備群に対し、適度な運動やバランスのとれた食生活の定着、飲酒、禁煙などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病の発症リスクの低減、重症化の予防を図ることが可能になります。

健康日本21（第2次）中間評価では、肥満者の割合については男女とも変化なく、その割合が30%を超えていますが、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を摂取している割合は減少し、運動習慣の割合も改善・悪化がみられず、肥満予防のアプローチの強化が必要とされています。

## 3. 計画の性格

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第18条 特定健康診査等基本指針」に基づき、保険者である佐呂間町が策定する計画であり、北海道医療費適正化計画と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものとします。

また、「第2次佐呂間町健康づくり行動計画」（以下、「健康づくり行動計画」）「佐呂間町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」とも密接に関係していることから、各計画との整合性を図りながら策定することとし、健康づくり事業の実施と普及に努めてきた背景を基盤に、生活習慣病予防を主とした町民主体の健康づくりを実践します。

## 4. 計画の期間

第1期および第2期特定健診等実施計画は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画が6年を一期に見直されたことを踏まえ、本計画は平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

## 第1章 第2期計画の評価

### 1. 目標達成状況及び目標達成に向けての取組状況

#### (1) 特定健康診査受診率

第2期計画では特定健康診査受診率を平成29年度までに60%以上にする事を目標としていましたが、受診率は横ばいであり、受診率向上のためより一層の対策が必要です。

※データヘルス計画（健診情報の分析）参照

#### ● 受診率向上に向けての取り組み内容

- ・ 保健事業や、各種検診（健診）の機会に特定健康診査の受診勧奨および予約の受付を行っています。また、予約者で健診未受診者の方には再度、受診勧奨のハガキを送付しています。
- ・ 広報や健康カレンダー等に、特定健康診査に関する記事を掲載し周知しています。
- ・ 地区毎の健診受診率を把握し、健康教育事業実施時に受診勧奨を行っています。
- ・ 被保険者証更新時に、健診受診を促す文書やパンフレット等による勧奨を行っています。
- ・ サロマガンキマイレージポイントを発行し、健診受診を含めた健康づくりの取り組みへの動機づけを行っています。
- ・ 事業主健診や医療機関等を受診した方に検査結果の持参を依頼しています。
- ・ 節目年齢受診者等へ「特定健康診査無料クーポン」を発行し、個人負担分を無料にすることで、新規受診および継続受診につなげます。
- ・ 遠軽厚生病院での人間ドック受診者に集団健診と同額の個人負担で特定健診を受けいただき、受診者本人の同意の上健診データを病院より受領します。

#### (2) 特定保健指導実施率

第2期計画では特定保健指導実施率を平成29年度までに60%以上とする事を目標としていましたが、特定保健指導実施率は平成28年度までに55.9%でした。継続して特定保健指導対象となる方については支援を拒否されることもあり、特定保健指導実施率向上のための継続した取り組みが必要です。

※データヘルス計画（健診情報の分析）参照

● 特定保健指導実施率向上のための取り組み

- ・ 毎年継続して特定保健指導対象となる方が多く、2年連続特定保健指導対象となった方については、継続的な支援が負担に感じないよう簡易な行動目標・計画を作成し支援しています。
- ・ 働き盛り世代の方へメールを活用した支援を行なっています。
- ・ 特定保健指導を利用している方に対して、サロマガンキマイレージを発行しています。

● 特定保健指導対象者の改善状況について

保健指導対象者数は減少がみられていますが、減少率は横ばいの傾向です。階層化の変化による改善状況では、平成28年度は積極的支援対象者の6割で改善がみられましたが、各年でばらつきがあり、変化なしの割合が多くなっている傾向です。また、服薬開始により特定保健指導対象外となる方も含まれていることから、検査数値のコントロール状況についても考慮が必要です。

※データヘルス計画（健診情報の分析）参照

**（3）内臓脂肪症候群（該当者及び予備群）減少率**

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム症候群）該当者は平成26年度以降やや減少傾向となっています。予備群該当者については低下がみられていたものの、平成28年度は微増し、減少率は16.9%となっています。

※データヘルス計画（健診情報の分析）参照

**第2章 第3期計画に向けての現状と課題**

**1. 社会保障の視点でみた医療等の特徴**

※データヘルス計画（健康・医療情報の分析）参照

**2. 第2期計画の実践からみえてきた被保険者の健康状況と課題**

※データヘルス計画（健康・医療情報の分析～疾病別分析）参照

### 第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施

#### 1. 目標値の設定について

##### (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率

第3期計画の目標として国の特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率を平成35年度までに60%以上とする事を目標とします。

表1 特定健康診査及び特定保健指導の実施率 (単位：%)

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定健康診査の実施率	38	40	45	50	55	60
特定保健指導の実施率	60	60	60	60	60	60
特定保健指導対象者の減少率	20	21	22	23	24	25

##### (2) 対象者数及び実施者数の見込み

特定健診対象者数(A)については国保被保険者の平均減少率と年間の資格喪失割合をもとに、受診者数(B)については(A)に特定健康診査の実施率を乗じて推計をしています。

特定保健指導対象者数(C)については、第2期の実績をもとに(B)に特定保健指導対象者の割合(平均13.3%)を乗じて推計しています。また、積極的支援・動機づけ支援対象者数についても、第2期の実績をもとに対象者の割合を乗じて推計しています。

特定保健指導期待数(D)については特定保健指導対象者減少率の目標値(平成20年度比)をもとに推計しています。

特定保健指導実施者数(E)は特定保健指導実施率の目標値を(C)に乗じて推計しています。

表2 特定健診対象者数及び受診者数の見込み (単位：人)

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定健診対象者数(A)	1,026	984	947	925	870	816
特定健診受診者数(B)	390	394	426	463	479	490



表3 特定保健指導対象者数及び実施数の見込み

(単位：人)

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
特定保健指導対象者数(C)	52	52	57	62	64	65
動機付け支援	35	35	38	41	43	43
積極的支援	17	17	19	21	21	22
特定保健指導期待数(D)	50	50	49	49	48	47
特定保健指導実施者数(E)	31	31	34	37	38	39

## 2. 特定健康診査の実施方法

### (1) 実施時期、実施場所

#### ① 集団健診

##### a. 北海道対がん協会委託実施

実施時期	実施場所
8月（3日間）	佐呂間町町民センター
	若佐コミュニティセンター
1月（3日間）	佐呂間町町民センター
	浜佐呂間活性化センター

##### b. JA北海道厚生連遠軽厚生病院委託実施（農業者巡回ドック）

実施時期	実施場所
11月（2日間）	佐呂間町農協

#### ② 個別健診

実施時期	実施場所
通年	JA北海道厚生連遠軽厚生病院

遠軽厚生病院での人間ドック受診者に集団健診と同額の個人負担で特定健診を受けていただき、受診者本人同意の上健診データを病院より受領します。

今後、個別健診の実施体制や実施方法等について、他の医療機関での実施も含め関係機関と連携し検討していきます。

### (2) 実施項目

特定健康診査の実施項目は、省令・法令で定められた内容の他、町で必要と判断した追加項目を実施します。（表4参照）

#### ●追加項目

##### ① 貧血検査（血色素量、赤血球数、ヘマトクリット）

貧血検査は単なる貧血のみではなく、消化器系、婦人科系などからの出血が疑われるケースもあることから、貧血検査を実施する必要があります。

##### ② 血糖検査（ヘモグロビンA1c）

平成27年度の特定健康診査結果において、本町は北海道と比べて、空腹時血糖及びヘモグロビンA1cの有所見者が多い状況であるため、今後も両方の検査が必要です。

##### ③ 血清クレアチニン値

血清クレアチニン検査では、動脈硬化や腎機能障害を早期に発見すること

が可能であるため、血清クレアチニン検査を実施する必要があります。

④ 血清尿酸

腹囲が基準値を下回っても血清尿酸値の高値がみられ、早期の腎疾患予防、動脈硬化の予防のためにも必要な検査項目です。

⑤ 心電図

心疾患については佐呂間町の課題となっており、特定の方のみの心電図検査では見落とされるおそれもあることから、健診受診者全員に対しての心電図検査が必要です。

⑥ 眼底検査

眼底検査は、動脈硬化症や視力低下を引き起こす所見を発見できるため、健診受診者全員に対しての眼底検査が必要です。

表 4 特定健康診査実施内容

健診実施内容			医療保険者：義務			
健診項目			39歳以下 (健康増進法)	40～74歳 (高齢者医療 確保法)	75歳以上 (高齢者医療 確保法)	
			健康診査 (任意)	特定健診	健康診査 (任意)	
必須項目	診察等	問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目	○	○	○
			自覚症状等	○	○	○
		計測	身長	○	○	○
			体重	○	○	○
	BMI		○	○	○	
	診察	理学的所見(身体診察)	腹囲	○	○	○
			血圧	○	○	○
				○	○	○
	血液検査	脂質	中性脂肪	○	○	○
			HDL	○	○	○
			LDL	○	○	○
		肝機能	AST(GOT)	○	○	○
			ALT(GPT)	○	○	○
			γ-GT(γ-GTP)	○	○	○
代謝系		空腹時血糖	■	■	■	
	ヘモグロビンA1c	■▲	■▲	■▲		
尿		尿糖	○	○	○	
		尿蛋白	○	○	○	
選択項目	医師の判断	医師の判断欄の記載		○		
	血液検査	貧血検査	血色素量	▲	●▲	
			赤血球数	▲	●▲	
			ヘマトクリット値	▲	●▲	
	腎機能検査		血清クレアチニン	▲	●▲	
	その他		血清尿酸	▲	▲	
	心機能		心電図検査	▲	●▲	
眼底検査		眼底検査	▲	●▲		
(参考)			○：必須項目			
			●：医師の判断に基づき選択的に実施する項目(詳細項目)			
			▲：佐呂間町追加項目			
			■：空腹時血糖とヘモグロビンA1cのいずれか一方を実施			

### (3) 健診実施委託

#### ① 健診実施委託機関

健診機関コード	健診機関名	住所
0112913926	公益財団法人北海道対がん協会 旭川がん検診センター	旭川市末広東2条6丁目6-10
0115410698	JA北海道厚生連遠軽厚生病院	遠軽町大通北3丁目1番地5号

#### ② 契約の方法

随意契約とします。

### (4) 周知や案内方法

受診率向上につながるよう各機会を通じて案内します。

- ・健康カレンダーや広報、ホームページへの掲載、被保険者証更新時にパンフレットを渡し受診勧奨を行います。
- ・健診受診時に次年度の受診勧奨及び受診予約を行います。
- ・各保健事業において受診勧奨を行います。
- ・受診率が低い地区を把握し、家庭訪問等により個別に受診勧奨を実施します。
- ・健診受診の特典として、サロマゲンキマイレージポイントを発行します。
- ・節目年齢受診者等へ「特定健診無料クーポン」を発行します。

### (5) 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

#### ① 受診者本人からの受領

健診時やその他の保健事業等において、事業主健診や医療機関等を受診した方に健診データの提供の呼びかけを行います。

健診データ持参者に、基本的な健診の項目（質問項目含む）を確認した上で、健診データの写しを受領します。

受領後、担当者が特定健診等データ管理システムへ入力を行います。

#### ② 医療機関からの受領

今後、医療機関からのデータの受領体制について検討します。

#### ③ 事業主等からの受領

今後、事業主等からの健診データの受領体制について検討します。

## **(6) 受診券・利用券**

### **① 様式**

A4サイズとします。

### **② 交付時期**

受診券は年度当初に一括発券し、年度途中で国保に加入された方については、集団健診の実施月の1ヶ月前に再度発券を行います。

集団健診では申込みのあった方に受診票に同封して郵送します。個別健診では、健診委託機関へ受診券整理番号を直接電子データで報告します。

利用券の発券は特定保健指導の利用を承諾した方のみ発券し、本人には送付しません。

受診券・利用券ともに発券は北海道国民健康保険連合会に委託します。

## **(7) 代行機関の名称**

特定健康診査にかかる費用（自己負担額を除く）の請求・支払いの代行は、北海道国民健康保険団体連合会に委託します。

### 3. 保健指導の実施方法

#### (1) 特定保健指導の実施方法

##### ① 特定保健指導対象者

集団健診における特定保健指導については、階層化により積極的支援レベルおよび動機づけ支援レベルとなった方全員を対象とします。

個別健診における特定保健指導については、今後、受診者の動向や実施体制等をふまえ検討していく必要があります。

##### ② 実施項目

標準的な健診・保健指導プログラムの内容に沿って実施します。

##### ③ 実施時期

通年実施します。支援期間は開始から3ヶ月以上、評価は対象者に応じて3ヶ月～6ヶ月以上経過後に行います。年度末を超えて実施する場合は、実績報告時期に間に合う実施分を当該年度の実績とし、それ以降は翌年度の実績とします。

##### ④ 実施場所

個別支援を主とした特定保健指導とし、対象者の利便性を考慮した場所で実施します。

##### ⑤ 外部委託の有無

現在、外部委託は実施していませんが、今後、指導対象者数の推移や実施体制を考慮し外部委託の必要性を検討していきます。

##### ⑥ 周知方法

特定健康診査実施時や被保険者への通知文書、各保健事業、広報等により周知します。

##### ⑦ 対象者への通知

健診結果説明会および訪問等による健診結果返送の際に、対象者に対して個別に行います。

#### (2) 特定保健指導の対象とならない被保険者への対応

被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健康診査の結果及びレセプトの情報を活用し、受診勧奨その他の保健指導を積極的に行う必要がある者を選定し実施に努めます。

### (3) 健診結果の返却および指導内容

#### ① 返却時期

集団健診実施後、約1ヶ月過ぎに受診者に結果を返却します。

#### ② 返却方法

要保健指導対象者には結果説明会にて返却し、説明会に来られない方には訪問等により保健指導を実施します。その他の受診者には郵送にて結果を返却します。

#### ③ 結果説明会実施時期・場所

結果説明会実施時期	実施場所
10月上旬 (8月集団健診)	佐呂間コミュニティセンター
	若佐コミュニティセンター
	浜佐呂間活性化センター
12月下旬 (11月農業者巡回ドック)	佐呂間コミュニティセンター
3月上旬 (1月集団健診)	佐呂間コミュニティセンター
	若佐コミュニティセンター
	浜佐呂間活性化センター

#### ④ 指導内容

健診結果の通知・説明を行うとともに、保健師・管理栄養士による個別の保健指導・栄養指導を実施します。対象者の健診結果や行動変容ステージ等に応じて情報提供の方法や支援方法を考慮し、生活習慣の改善及び継続的な健診受診につながるよう支援します。

### (4) 保健指導実施者の人材確保と資質向上

医療保険者による生活習慣病対策、予防重視の基本的な考えのもと保健指導に必要な保健師・栄養士の配置に努めます。

専門職としての資質の向上を図るため、北海道・北海道国民健康保険団体連合会等が主催する健診・保健指導に関する研修会に積極的に参加するとともに、事業の評価・事例検討など住民の生活改善に向けた内容の充実を図ります。

表5 特定健康診査・特定保健指導 年間作業スケジュール

●主な年間作業スケジュール		
月	特定健康診査	特定保健指導
4月	・健診委託機関との契約締結	
5	・受診券発行情報の登録	・8月特定保健指導評価
	・当該年度受診案内方法検討	
	・国保被保険者への特定健診事前受付開始(随時)	
6月	・健診委託機関との契約(随意契約)	・11月特定保健指導評価
7月	・8月健診事前予約者へのはがき案内	
	・8月特定健康診査準備	
	・8月健診について機関との健診打ち合わせ(対がん協会)	
8月	・ <b>8月特定健康診査実施(1回目)</b>	
9月	・被保険者証更新時における特定健診受診勧奨	
	・8月健診費用の支払い	
	・8月健診機関より結果通知受領	
	・11月健診について健診機関との打ち合わせ(厚生連)	・1月特定保健指導評価
	・法定報告にかかる作業	・法定報告にかかる作業
10月	・8月受診者への結果通知、結果説明会開催	・8月特定保健指導初回面接
		・8月特定保健指導利用券発行
11月	・次年度概算予算計画検討	
	・ <b>11月特定健康診査実施(農業者巡回ドック)</b>	
12月	・次年度事業計画の検討	
	・11月健診費用の支払い	
	・11月健診機関より結果通知受領、説明会開催	・11月特定保健指導初回面接
	・1月健診時前予約者へのはがき案内	・11月特定保健指導利用券発行
	・1月特定健康診査準備	
	・1月健診について機関との健診打ち合わせ(対がん協会)	
1月	・ <b>1月特定健康診査実施(2回目)</b>	
2月	・1月健診費用の支払い	
	・1月健診機関より結果通知受領	
3月	・1月受診者へ結果通知、結果説明会開催	・1月特定保健指導初回面接
		・1月特定保健指導利用券発行
	・事業評価・見直し、次年度事業計画の決定	・事業評価・見直し、次年度事業計画の決定



## **第4章 結果の報告**

厚生労働大臣告示（平成20年厚生労働省告示第380号）及び通知に基づく国への実績報告については、北海道国民健康保険団体連合会が報告データを作成し、特定健康診査実施年度の翌年度11月1日までに、社会保険診療報酬支払基金に報告します。

## **第5章 特定健康診査・特定保健指導の結果の管理と個人情報の保護**

### **1. 特定健康診査・特定保健指導のデータの形式**

特定健康診査・特定保健指導の実施結果は、国が定める標準的な電子データファイル仕様に基づく電子ファイルでの送受信を原則とします。

### **2. 特定健康診査等の記録の管理・保存期間について**

特定健康診査等の記録の保存義務期間は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第9に基づき、記録作成の日から最低5年間、または加入者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までとなりますが、保存期間の満了後は、加入者の求めに応じて、保存してある記録を当該加入者に提供するなど、生涯にわたり自己の健診情報を活用し、健康づくりに役立てるための支援を行うよう努めます。

### **3. 特定健康診査等の記録の保存方法**

特定健康診査・特定保健指導の記録の保存については、佐呂間町文書管理規程（平成13年訓令第5号）に基づき適正に処理します。

### **4. 特定健康診査等の管理に関するルール**

特定健康診査・特定保健指導で得られる情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等や佐呂間町個人情報保護条例（平成15年条例第20号）に基づいて適正に管理します。

## 第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画及び実施する趣旨の普及啓発については、町広報及びホームページへの掲載により広く公表し、各種通知や保健事業実施にあわせて、パンフレット等の配布により周知を行います。

## 第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

### 1. 特定健康診査等実施計画の評価

評価は、特定健診受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群及び特定保健指導対象者の減少率を毎年度の指標とします。また、データヘルス計画との整合性をはかり特定健康診査等の最終目標である糖尿病等の生活習慣病有病者の減少、生活習慣病関連の医療費の推移などで評価を行います。その成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されるため、最終評価のみでなく、健診結果や生活習慣の改善状況などの短期間で評価できる事項についても評価を行います。

### 2. 特定健康診査等実施計画の見直し

本計画に沿って事業を実施していく中で、各年度の数値目標の達成度や、事業実施結果を分析し、事業目標に係る達成状況の確認を行います。また、実施体制、周知方法、保健指導方法など細部に渡っての評価と検証を行い、次年度の健診・保健指導計画の見直しにつなげるとともに、必要に応じて本計画を町の現状により近い状況で実施していけるよう、実態に即したより効果的なものへと柔軟に見直します。

## 第8章 その他

### 1. 各種検診との同日実施について

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業として実施する、胃がん、肺がん、大腸がん検診については、対象者の利便性と受診率の向上を目指し、特定健康診査と同日に実施します。

### 2. 健診対象者の年齢

特定健康診査対象者である40～74歳に加え、生活習慣病の中長期的な予防を目指し、39歳以下についても特定健康診査と同様の内容を実施し、保健指導を行います。

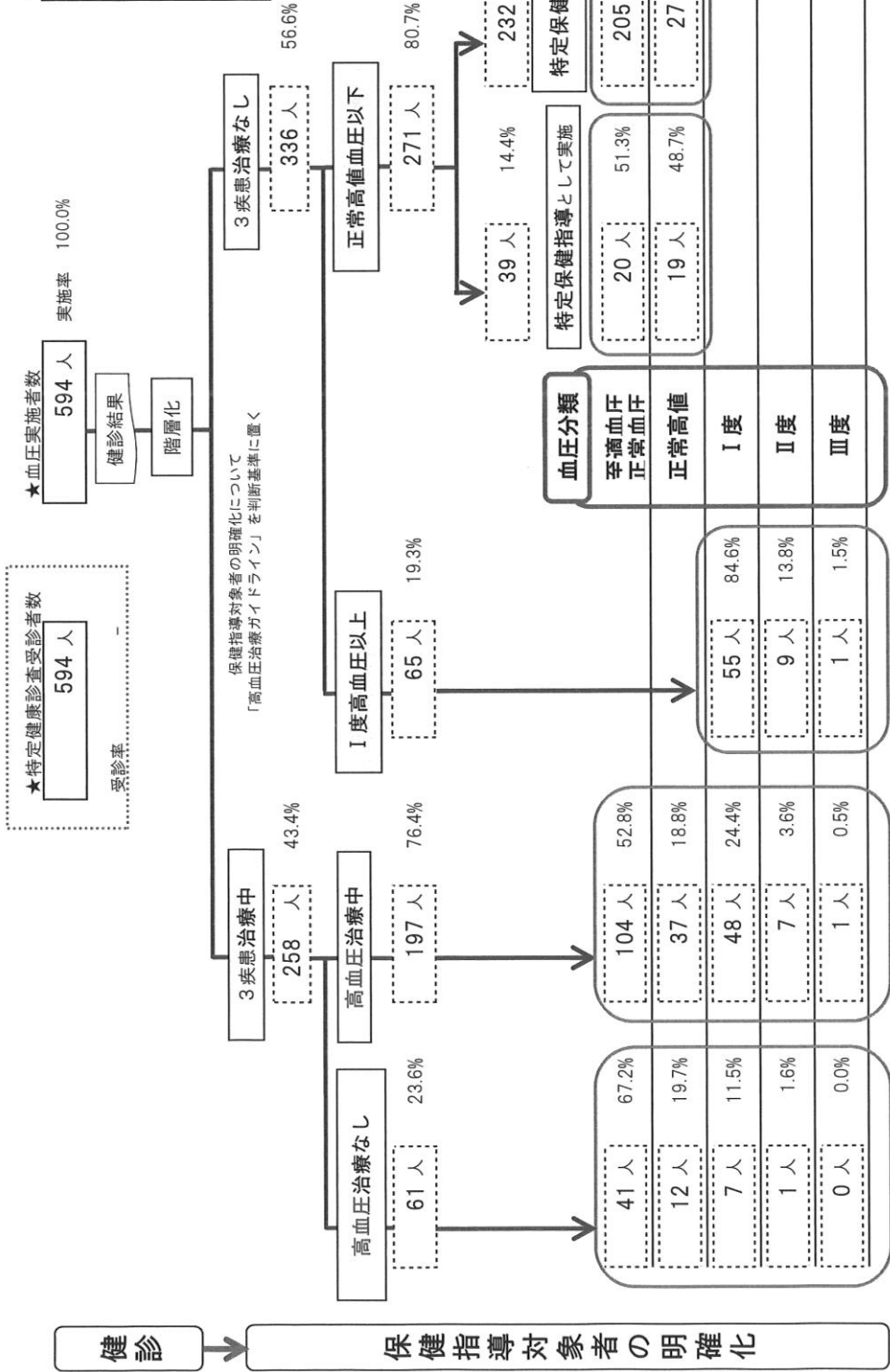
# 高血圧フォローチャート～医療制度改革の目標達成にむけて～

2016 年度分健診データ

成人における血圧値の分類 (mmHg)

分類	収縮期	拡張期
至適血圧	<120	かつ <80
正常血圧	<130	かつ <85
正常高値血圧	130～139	または 85～89
I 度高血圧	140～159	または 90～99
II 度高血圧	160～179	または 100～109
III 度高血圧	≥180	または ≥110

高血圧治療ガイドライン2009



# 糖尿病フローチャート～医療制度改革の目標達成にむけて～

2016 年度分健診データ

HbA1cはNGSP値です

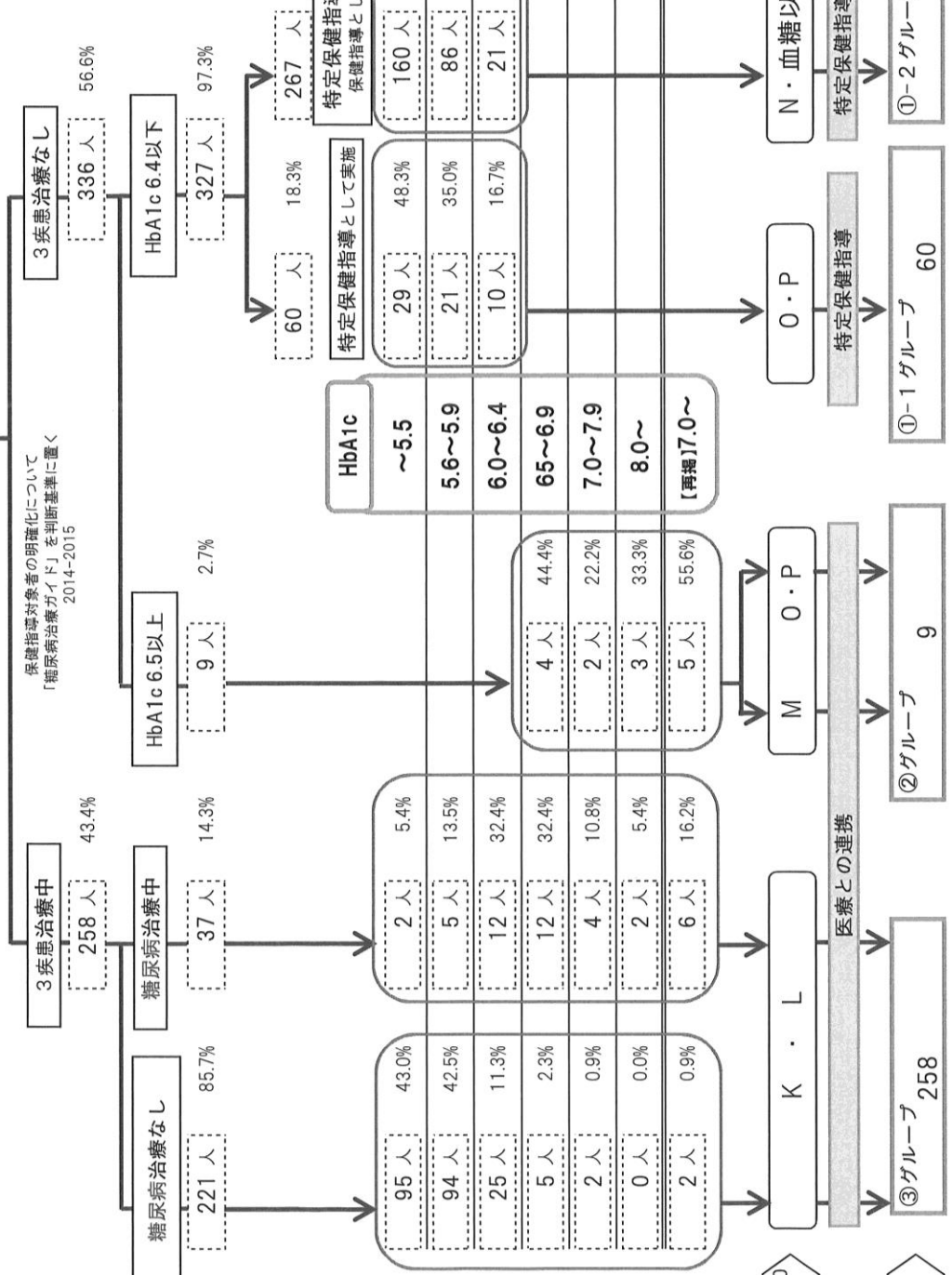
★HbA1c実施者数 594人 実施率 100.0%

★特定健康診査受診者数 594人 受診率 -

健診

保健指導対象者の明確化

保健指導対象者の明確化について  
「糖尿病治療ガイド」を判断基準に置く  
2014-2015



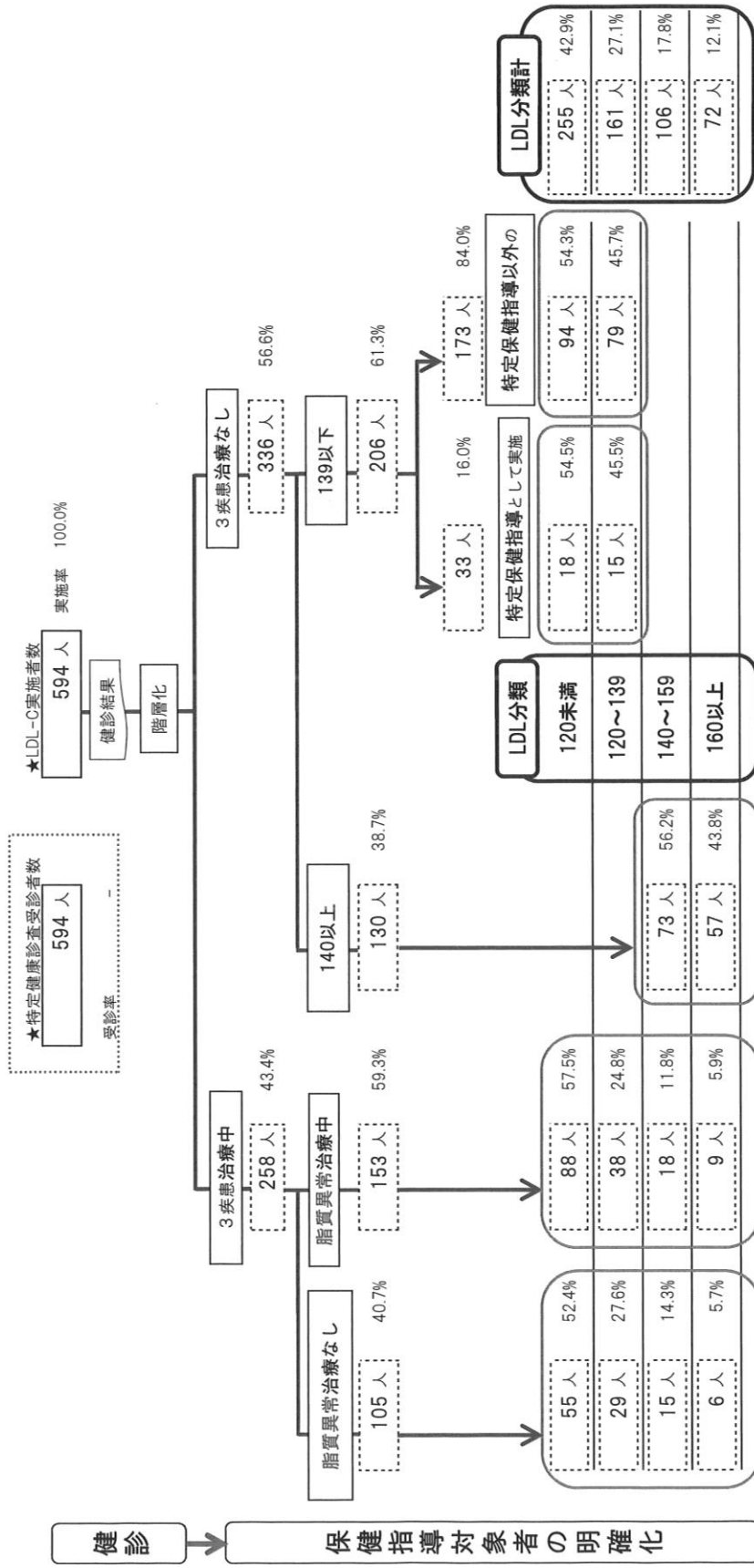
様式6-10  
では

一覧表  
作成

参考資料②

# LDL-Cフローチャート ～医療制度改革の目標達成にむけて～

2016 年度分健診データ



様式6-10 糖尿病等生活習慣病予防のための健診・保健指導(2016年度)(両方)(年齢:~)  
健診から保健指導実施へのフローチャート

